

消費税のインボイス制度等説明会について ～事業者の方は、どなたでも参加できます！～

1 適格請求書等保存方式とは？

適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）とは、買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書」等の保存を必要とする制度です。

適格請求書等保存方式は令和5年10月1日から導入され、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されています。

適格請求書等保存方式に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

なお、適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル（電話 0120-205-553）で受け付けております。



2 説明会の開催

種子島税務署では、「インボイス制度等説明会」を、以下のとおり開催します。

開催日時		開催場所	定員	留意事項
月 日	時間			
10月14日 (木)	14:00	西之表市西之表 16314 番地 6 種子島合同庁舎 2階共用第1・2会議室	各 10 名	【要事前予約】 10月12日(火) 17時まで
11月24日 (水)	～15:30			【要事前予約】 11月22日(月) 17時まで

- 参加費用は無料です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮するため、会場内でのマスク着用をお願いします。
今後新型コロナウイルス感染症等の急激な拡大等によっては、開催が中止となる場合もあります。
- 事前予約制で開催しますので、参加を希望する方は、種子島税務署までご連絡ください。（定員に達し次第締め切りとさせていただきます。）



種子島税務署（電話 0997-22-0440）

※自動音声案内に従い、「2」を選択してください。

